

# 第4回札幌市子どもの権利委員会

## 会 議 録

日 時：平成26年6月27日（金）午後4時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

## 1. 開 会

○委員長 定刻となりましたので、ただいまから、第4回子どもの権利委員会を開会いたします。

まず、事務局から何か連絡事項があれば、お願いいたします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 本日は、E委員、J委員からは遅参する旨の連絡を受けてございます。

続きまして、事前にお送りしました資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1から資料3と参考資料でございます。お手元がない方は、お知らせいただきたいと思っております。

なお、前回お預かりしておりました調査結果の報告書に前回配付した概要版を添付して配付させていただいております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

なお、本日、出席者が委員の過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

## 2. 議 事

○委員長 それでは、これから議事を進めていきたいと思っております。

本日の議題は、次第にありますように、子どもの権利に関する推進計画についての一つであります。

なお、終了時刻は18時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題の審議に入りたいと思っておりますが、その前に、事務局から説明を受けたいと思っております。

資料は、皆さんの手元に既に送付させていただいておりますことから、簡単にお願ひできればと思っております。

それでは、お願いします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、お手元の資料3に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、15ページの施策体系をごらんください。

前回までは基本目標は3点という案で施策体系をお示ししておりましたけれども、子どもの権利の視点が弱まっているのではないかという委員会からのご指摘を受けまして、現行計画どおり四つの基本目標とし、そこに新たな視点やアンケート結果からの課題に対応し、重点的に取り組むこととなるよう、修正をさせていただいております。

次に、資料3の位置づけでございます。

これは、次期推進計画の第1章の計画の策定に当たってから第3章の計画の施策体系までを現行計画と同様にまとめた事務局の案となっております。

本日は、第1章から第3章までをご審議いただき、次回以降、本日の審議も踏まえて、

さらに修正をさせていただきたいと考えております。

それでは、内容に移らせていただきます。

資料の1ページから3ページでございます。

第1章の計画の策定に当たってと第2章の現状と課題の1でございます。

現行計画と同様に、条例に基づく計画であること、他の計画との関係、現行計画の取り組みや評価として毎年5月に報告させていただいている内容等を掲載しておりますので、詳細の説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

こちらから11ページまでは第2章の現状と課題の2となりまして、子どもの現状について、前回ご説明しましたアンケート調査等の内容を推進計画の形で掲載したのとなっております。

説明につきましては、前回の委員会のおりとなっておりますので、こちらの説明も割愛させていただきたいと思っております。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、第2章の現状と課題の3となりまして、先ほどの調査結果と4年前の調査結果の推移などから、次期推進計画で取り組むべき課題を大きく4点整理してございます。

現行計画に追記や修正をしている部分に下線を引いておりまして、事務局案として掲示させていただいておりますので、今後、推進計画で進めていく上での課題認識について表現等も含めて審議をいただきたいと思います。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと思います。

ここからが第3章となります。1の基本理念につきましては、前回の資料では次期未来プランの理念をお示ししておりましたが、今回の資料では、現行推進計画をそのまま掲載してございます。その理念の下に子どもの権利を大切にする環境の充実ということで、計画作成後、次期子ども未来プランに推進計画を位置づけた際の表現を追記しております。

2の基本目標につきましては、前回までは現行計画から内容はそのままにしつつも、基本目標を3点にするということをお示ししておりましたが、委員会の中での子どもの権利の観点が悪化してしまうのではないかとといったご意見を反映させ、今回、現行計画の基本目標と同じ4点とし、再度お示ししております。

基本的な内容は、現行と同じものとしておりますが、順番について、現行の基本目標4を次期の計画では基本目標1に据えたいと考えております。

これは、今回のアンケート調査で子どもの権利条例の認知度の向上や理解を深めることが子どもの権利の施策を進める上で欠かすことができず、全ての施策につながるものではないかということに改めて認識し、事務局案としてお示しするものでございます。

続きまして、15ページの施策体系についてでございます。

こちら、現行計画を基本とし、何点か事務局として修正案を下線で示しておりますので、その部分についてご説明させていただきます。

まず、1点目が基本目標1の基本施策1の部分となっております。現行では、「広報普及」となっているものを「理解の促進」としております。これは、これまでの広報普及はもちろんのこと、より条例の理念を市民の皆様に深く理解していただく意味で修正案としてお示しするものでございます。

2点目は、基本目標2の基本施策1です。現行では「雰囲気」づくりとなっておりますが、これを「環境」づくりと修正しております。こちらにつきましては、子どもの意見表明を支援する取り組みをさらに一歩進めていきたいということでの修正案となっております。

次に、3点目でございます。こちらは、基本施策を修正しており、現行の基本施策1は、子どもが安心して過ごすための居場所づくりとして、これを進めるための主な視点として3点、保護者、学校・施設、地域での取り組みを掲げていたものを、今回の修正案では、その3点をそれぞれ基本施策としてございます。

前回までのご意見の中にも、家庭や保護者または学校、地域といった視点は非常に大切であり、それが弱いのではないかとということを受けまして、より明確なものとするために、これらの視点を基本施策として掲げるといった案を提示させていただきました。

なお、現行の基本施策2の活動を通して人間環境をつくり合える環境づくりの考え方や基本施策につきましては、基本目標2のそれぞれの修正案とか、もともと近い事業であった基本目標2の基本施策3の豊かな学びと体験活動に対する支援に位置づけることとしたいと考えております。

主な変更点は以上となっております。冒頭に申し上げましたとおり、現行計画を基本的には踏襲しつつも、委員会での指摘などを踏まえ、一歩進んだ内容となるよう、修正をさせていただきます。

なお、参考としてお送りしました資料の第4章以降についてでございます。

今後、実際に何をどのように進めていくかのイメージをつかんでいただくための参考資料としてお送りしたものでございまして、事務局のたたき台といったものでございます。

下線の部分が現時点での変更案となっておりますが、本格的にご審議いただくための資料は、本日までの議論や子どもの意見等も踏まえまして、次回以降、改めて作成し直す予定でございます。

また、具体的な取り組み等につきましても、現在、市内部で調整をしているところでございますので、こちらも次回以降にお示しできるかと思っております。

資料の説明につきましては以上でございますけれども、前回の委員会におきまして、条例の広報普及での他の関係団体との連携ということでご質問をいただいております。

これまでのところ、条例の広報普及そのものについて連携した団体はございませんでしたけれども、例えば、市民向け講座であります子どもサポーター養成講座の講師をお引き受けいただくといった実績がございまして、昨年度は公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会、NPO法人公園ネットワーク、NPO法人ねおす、また、委員からご紹介いただ

いたCAP、これは子どもへの暴力防止プログラムでございますが、このプログラムに取り組んでいる北海道CAPをすすめる会にご協力をいただきました。

そのほか、札幌人権擁護協議会に講演等をお願いしたり、青少年育成委員、民生委員、児童委員やPTAといった団体の皆様には、広報の関係で協力をお願いしたことがございます。

こういったさまざまな団体との協力につきましては、引き続き進めていきたいと考えておりますが、委員の皆様からも今後の他の連携先などにつきまして、情報やご意見をいただければと思います。

最後に、1点お知らせさせていただきます。

以前、ご案内させていただいておりました計画策定に向けて、子どもからも意見を聞くぼくらの未来を考えよう！委員会につきまして、現在、そこに参加する子どもを募集しており、現時点で十数名から応募があったところでございます。

7月29日の火曜日に、本庁舎でアンケート調査の結果なども示しながら、子どもたちがふだんどのようなことを感じているのかなど、意見交換を予定しておりますが、その結果についても次回の委員会でお示しできればというふうに考えております。

もし委員の皆様でこの会の見学をご希望される方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせいただければと思っております。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長 説明をありがとうございました。

ただいまの説明によりますと、資料3のほかに皆さんのお手元に参考資料がありますけれども、参考資料につきましては、あくまでも推進計画の最終系を示すという意味で、本日の審議も踏まえて、これから推敲を重ねていくということですので、本日は、資料3について審議を行うことにいたします。

それでは、質疑や意見交換に移りたいと思います。

前回は、アンケート調査の概要について説明をいただきましたけれども、質疑の時間までとることができませんでしたので、本日は、資料3では4ページから11ページの第2章の現状についての部分とあわせて、前回説明があったアンケート調査の結果も加えて質疑を行いたいと思います。それが終わった後、資料3の12ページから15ページの第2章の課題部分と、前回まで議論になり、事務局でも修正を加えております施策の体系について審議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、課題と施策体系については後半で意見交換をすることにしまして、その前に、まずは資料3の11ページまでにつきまして、アンケートの結果も含めて質疑やご意見がある方はお願いいたします。

これは、11ページまでを前半、12ページから15ページまでを後半として、二つに分けて議論していくことにいたします。

それでは、前半部分につきまして、ご意見等がある方は出していただければと思います。

質問でも結構ですので、どんどん出していただきたいと思います。

○A委員 前回、前々回は欠席させていただきましたので、送っていただいたアンケートの結果等を改めて拝見して感じたところを申し上げます。

子どもに対するアンケートの項目の中で、自分のことをどう思っているのかというところがあります。子どもの自己肯定感が結構言われておりますが、自己有益性とか自己有用性とか、自分は自分でいいのだということや、自分が必要とされているのだということや、自分が役に立っているのだということを実感できているのかというところにもう少し突込んだ質問項目があってもよかったと思います。これは、僕が探し切れていないだけなのかもしれません。

実際にアンケートをとっているのは13歳から18歳ということで、未就学の小さい子だったら難しい感覚はなかなかつかめないと思うのですが、13歳から18歳だと比較的そういう感情もあると思うので、単に自分のことをどう思っているのかということと、突込んだところで、必要とされていることを感じたことがありますとか、役に立っていると感じられているのかとか、そういうことをやってみたいのだけれども、できなかったり、そこを余り評価されなかったり、評価されなかったのでやめてしまったり、いろいろな感情があると思います。そういうことをもう少し拾える形で進めていけたら、埋もれていた何かを浮き彫りにすることができるのではないかと思います。

○委員長 今のお話は、アンケート調査の7ページから8ページにかけての部分だと思えますが、ここで質問の仕方について、気になるというか、問題があるのではないかとということだと思います。

その点について、事務局から何か話せることはありますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） その件に対しましては、現在策定中の計画の次の計画の調査を実施する際に再度検討させていただきたいと思っております。

○委員長 では、ほかにいかがでしょうか。意見も含めてご自由にお出してください。

○B委員 Bです。

4ページの子どもの権利条例の認知度というところですか。これは前も議論が出ていたのではないかと思いますけれども、子どもの権利条例を知っていますかという質問の仕方だったのでしょうか。札幌市に子どもの権利条例があるのを知っていますかという聞き方だったのでしょうか。

○委員長 今のB委員の質問に対して、答えていただけますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 厚い報告書の422ページの問14です。子どもが伸び伸びと過ごし、健やかに育つための権利を子どもの権利条例と言います。札幌市は、子どもの権利を大人も子どももみんなで大切にするための決まりとして、子どもの権利条例をつくりました。この決まりをどのぐらい知っていますか。当てはまるものに一つだけ丸をつけてくださいという設問になっております。

○B委員 これは、前も議論に出ていたのではないかと思いますけれども、内容はわか

らないが、聞いたことがあるという回答をどう考えるかだと思います。これは、知らないというふうにシビアに捉えたほうがいいと思うのです。いろいろな条例がありまして、私も弁護士ですが、名前は聞いたことがあるけれども、こういう中身だったのかという条例がたくさんあります。それは、知らないというのと一緒だと思います。

認知度について、総括した結論が4ページの上にありますけれども、このところはシビアに捉えたほうがいいと思います。前も別の委員が意見をおっしゃっていたのではないかと思います。それをつけ加えさせていただきます。

○委員長 後のほうは意見として述べているわけですね。その意見に対して、感想でもいいですから、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） B委員のおっしゃるとおりでございまして、私どももそこは非常に課題であると思っております。前は基本目標4にしておりましたものを今回は1に持ってきて、そこに重点を注ぎたいと考えております。

○委員長 C委員、どうぞ。

○C委員 5ページの子どもの権利条例の認知度の中で、ここに書いていますように、最も低いのは30歳から39歳の方々だということがこの表でわかったわけです。問題は、ちょうど子育て世代の方だと思います。

実は、今の子ども未来局の管轄の中で、各区に子育て支援係があると思いますけれども、その支援係の方が窓口になって、各地域で子育てサロンを立ち上げている中で、月1回の子育てサロンが常設までされているのが現状だと思います。私も、民生委員という立場で月1回の子育てサロンを見ているわけですが、ゼロ歳児の方まで子どもの権利を持っているのかということ、今、改めて知ったわけです。

そういう点では、子育てサロンが各地域にかなりあると思いますが、窓口になっている区の子育て支援係の方を通して、子どもの権利条例をいろいろな角度、手法で、手があいた30歳から39歳代のお母さん方にぜひ認知していただけるような努力をしていただければ、また違った面で広がっていくのかなと思います、いかがでしょうか。

○委員長 今の点について、事務局からお願いいたします。

○C委員 その結びつきが可能なのか、不可能なのかということです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 子育てサロンの中での権利条例をどう広報していくかということですね。

この辺につきましては、今後、検討させていただきたいと思います。今もやってはおりますけれども、十分ではないというご発言だと思いますので、これから充実させていきたいと思っています。

○委員長 それでは、ほかの委員はいかがでしょう。

○B委員 Bでございます。

11ページの子どもアシストセンターの認知度というところです。子どもが知っているというのは何となくわかるのですけれども、大人は、名前を聞いたことがあるという人ま

で含めると、40%までは行っていませんが、結構なパーセンテージになっていますね。これは、どんなPRをしているのでしょうか。子どもを通じてということになるのでしょうか。

私の周りの大人に聞いたら、残念なことに、知っている人がほとんどいなくて、私もいろいろ教えて歩いているのです。教えていただければと思います。

○事務局（伊藤子ども未来局子どもの権利救済事務局次長） 大人につきましては、メインとなるのは、お子さんを通じてということになります。例えば、アシストセンターのニュースレターを年に2回発行しております。これは、小・中学校のお子さんを通じて、年に2回、配付させていただいております。また、アシストセンターの出前講座をやっているので、PTAを通じて出前講座をやっていますというお知らせをさせていただいております。さらに、ことしは、ビデオといいますか、PRのコマーシャルのものをつくりましたので、それを地下歩行空間で流したりといったことなどをしております。

以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○D委員 5ページです。アシストセンターは、今ご説明があったように、子どもからパンフレットを見せてもらって、子どもから大人に認知が行っています。先ほどから出ています5ページの大人の年齢別認知度は、子どもと交流が一番あるはずの子育てのところが一番知らないです。そして、認知度が一番高いのは、高齢にかかる60代以上、70代以上です。お孫さんがいるからということもあるのかもしれませんが、この世代は何で知っているのでしょうか。新聞をお読みになるからでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 前回の資料におつけしていたのですけれども、メディアに関する全国世論調査がございまして、その中でも同じような傾向が出ております。

水色のファイルの5ページ目です。

今回の調査も、大人については認知経路を調査しておりませんので、どういった方が知っているのか、どういう経路で知ったのかということとはわからないのですけれども、たまたま私どもで探した資料の中に似たような傾向が出ているものがありまして、それが新聞の有無という結果でした。こちらでも20代、30代が低い結果になっておりまして、この世代の社会に対する関心が影響しているのではないかと考えております。

○D委員 30代は新聞をとっていないのですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 子育てとか自分の身の回りのことに一番関心が行く時期なのかなと、自分自身を振り返って思うところでもあります。

○委員長 今、インターネットで見られるニュースに頼っているでしょう。新聞は要らないとおっしゃる方も結構います。

○B委員 そういう弁護士もたくさんいます。若い人は本当に新聞を読まないですね。みんなインターネットです。

○委員長 今の話を聞いて、E委員、何か不服そうな表情をしていましたね。どうぞ。

○E委員 新聞の話題が出ましたので申し上げます。この世代は、小学校の保護者の方々がたくさんいますけれども、今、文科省では、学校教育の中で新聞を使っていこうと考えております。特に、NIEという新聞教育を中心にやっているところもありまして、新聞を学習の中に取り入れられております。

一時期は、習字をするときに、半紙を挟むのに新聞を持っておいでと言えなくなって、先生が用意している状況です。

今、各新聞社の方々が、学校教育の指導要領に新聞を活用するということがあるので、もし必要であれば協力しますということで、1カ月間、無料で新聞を提供してくれたり、いろいろな取り組みをされています。そして、学校の中でも、いろいろなところで、子どもたちが新聞を使って学んだり、学級において朝のニュース発表ということで新聞から一つ記事を選んでくるという取り組みをしているところもありますので、少しずつ回復していくのではないかと思います。

新聞業界を応援しているわけではないですけれども、今の情報収集の仕方はインターネットですね。お母さん方は携帯電話で情報交換をされるので、学校の情報を我々よりお母さんのほうが早く知っているという時代です。ただ、新聞については、学校教育の中でも取り上げられています。中学校もそうだと思うのですけれども、少しずつ活用されてきておりますので、少しずつ改善されていって、認知度も上がっていくのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの委員からも、どうぞご自由にご意見、ご質問をお出してください。

○A委員 これから、いろいろな形でいろいろなところにアンケート調査をすることがあるかと思うのですが、今、子どもの権利条例にしろ、何にしろ、認知度という言い方をしていますけれども、中身的には知名度を伺っているような感じがします。認知度を伺うのであれば、聞いたことがあるかどうかではなく、内容についてどんなことを知っていますかとか、今のお話に出ました認知経路が大事になると思います。そういうところから、これからアクセスとかPRするときにも、もっと目に見えた活動というか、漠然としたものから、だんだんときめ細かい理解促進につながっていくのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

アンケートの仕方について、もうちょっと工夫の余地があるかなというご意見だと思います。

ほかに、何か言いたい方はいらっしゃいませんか。

○F委員 11ページの子どもアシストセンターについてですが、子どもの権利救済機関として敷居が低くて大変利用しやすく、学校にかかわる親の心配事、子どもの悩み事などをとても相談しやすい形で機能されていると思います。

特別支援学級に通う子どものお母さんが、言っても仕方がないかなと思って悩んでいた

ときに、アシストセンターがあると教えたときに、とてもすっきりされたようだったので、聞いてもらうというか、すぐに校長先生や教育委員会に相談するのではなく、こういうクッションが一つあるのはとてもいいと思っています。しかし、アンケート結果を見ると、実件数で1,035件ということで、それは同じ子が何回も相談していると思うので、札幌市の子ども数から言うと物すごく少ない件数だと思うのです。前回の説明で、メールの相談が激減していて、電話の相談の件数は変わっていないということでした。

今の子どもたちは、スマホを持ったときに、メールのアドレスを持たなくて、全部をLINEなどで済ませてしまうので、メールは必然的に減っていくツールになっているのです。その中で、電話の件数が減らないということは、本当に困った子がそこに救いを求めていると思うので、子どもにとって電話をしやすい方法でパンフレットをもう一度考えていただきたいと思いました。

今、子どもは電話をかけられないのです。かけたことがないし、受けたこともないので、だから、「何々さんのお宅ですか」「夜分遅くに申しわけありません」という言い方を全く知らないで、「もしもし、アシストセンターさんですか」という最初の言葉は何て言ったらいいのだろうと思ってかけられない子のために、「もしもし」という日本の電話の言葉をきり君にしゃべらせているようなパンフレットとか、犬のキャラクターで「もしもし、ハッピー君いますか」とか、電話をしてみたいと思うような工夫ですね。子どもが電話をしやすいようにハッピー君にお話がありますとか、絵の下に電話番号があるとか、導入のときの敷居をどんどん下げていってあげるといいと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

○事務局（伊藤子ども未来局子どもの権利救済事務局次長） 具体的なお意見をありがとうございました。私どもも、子どもたちにPRする機会がありますので、今のご意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○B委員 4ページの子どもの権利条例の認知経路についてです。これを見ますと、先ほど例に出してした新聞であれば、中身を読んでいる人もいれば、タイトルだけを見て余り関心がないやと読み飛ばしたのもタイトルだけが頭に何となく残っていると、いろいろ濃淡があると思いますが、やはり、学校の授業で取り上げるとなると、聞いていない子がいるにしても、それなりに時間をとって中身をしっかりと説明するということになると思うのです。前は45.8%で、今回はかなり減っているということですが、この点についてはどのような分析をされているのでしょうか。

ほとんどの学校で取り上げているのか、取り上げている学校もあれば取り上げていない学校もあって、そのパーセンテージがこのアンケートのパーセンテージに反映されているのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 今の点について、事務局から何かございますか。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 取り上げ方として、子どもの権利条例の内容を直接取り上げるというところが少し減っている感じはしております。

例えば、小学校の低学年の道徳の時間で、子どもの権利を守るというところで具体的な読み物から入った場合も、授業の流れから、子どもの権利条例は何ですかというふうに打ち出さない場合もあります。そこは、子どもの権利条例の内容についても取り上げていく必要があるかなとは思っております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

○副委員長 感想のようなものになってしまうのですけれども、7ページから8ページにクロス集計があります。私たちは、回を重ねるごとにクロス集計の読み方が大分わかるようになってきたのですが、これが活字になって、初めての人の目に触れたときに、このクロス集計をどこまで理解してもらえるかというのがちょっと気になります。

自分のことが好きだと思う、好きだと思わないというのが保護者の態度との関係があるとか、次の8ページでは、さまざまところで意見を言えたり、言えなかったりすることが自己肯定感とかかわりがあるのだというのがもう少しわかりやすいものにならないかと思います。我々は3回も4回も読んでいますので、この見方と意味がわかってきましたけれども、これが活字になったときにどこまで伝わるのかなと感じました。意見表明をするか、しないかというのが次の計画にかかわる部分も結構あると思いますので、そのあたりはもう一工夫あればいいなという感想です。

○委員長 ありがとうございます。

今の感想に対して、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ここの表現がわかりやすくなるよう、再度検討させていただきたいと思います。

○委員長 ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、前半の部分はある程度意見が出てきましたので、次に、後半の12ページ、13ページの課題の部分と14ページ、15ページの施策体系に移りたいと思います。

課題については、アンケートの結果を踏まえて、このような課題認識で取り組んでいくこととしてよいかどうか。また、施策体系については、先ほどの事務局からの説明のとおり、前回までの委員会での議論も踏まえて、前回までに提示があった基本目標を三つという案から現行計画と同じ内容で四つに修正されております。そして、順番につきましては、現在の基本目標4が基本目標1になっております。また、基本目標の基本施策について、何点か修正案が示されておりますので、これらの点についてご意見がある方はお願いしたいと思います。

先ほどの説明との関係で、こういう点を議論してはどうかと私が申し上げましたけれども、それに縛られないで、自由に意見を出していただきたいと思います。あるいは、質問でも結構です。

○D委員 今の委員長のお話と違うところで大変恐縮ですが、13ページの課題4の子どもの権利の侵害への速やかな対応というところの第2段落で、実態・意識調査では、大人、子どもともに、権利条例で定めるいじめ、虐待、体罰などから守られていないというのが最も高かったということです。それは、意識調査の16ページにもそれが出ています。これは、13歳から18歳の子どもの、複数回答であるのでしょうけれども、ほかの項目に比べて、いじめ、虐待、体罰などから守られていないのではないかとというのが突出して多いです。45%ですね。

○委員長 今、例に出しているのは、分厚いファイルの資料の16ページですね。

○D委員 16ページに書いてあることが課題4に書いてあるわけです。先取りして恐縮ですがけれども、次回に出る参考資料の11ページに、その課題に対しての取り組みが書かれるということになっていると思います。

そして、厳しいなと思うのは、13ページに戻りまして、「いじめ、虐待、体罰など」と三つ出ているのですね。これは、いじめがすごく多いのか、虐待がすごく多いのか、体罰がすごく多いのか、そこが限定されないで三つまとめて出ています。例えば、大阪市桜宮高校のバスケット部の先生の体罰が話題になったことがありましたけれども、ここには体罰も割合として入っているのかもしれませんが。

参考資料の11ページには、まず、子どもの権利に関するアシストセンターで、いじめの問題については取り組みますと書いてあります。次に、児童虐待への対応については主にこれを取り組みますと書いています。しかし、体罰に関しては、特出しでは取り組みますというのはいらないということですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ここは、まだ……。

○D委員 まだ煮詰めていないのですね。ここには三つが特出しで書かれているので、ひょっとしたら体罰に対する取り組みというものも必要なかと思います。

○委員長 参考資料に気になるところがあるという話をさせていただきました。その点について、何かございますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ただいまの意見を踏まえまして、内部で検討させていただきたいと思います。

○委員長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○G委員 先ほどの説明の中で、前回、私が言いました外部団体で連携がとれるところがあったらいいのではないかとということに対する回答がありましたが、今年度、公園ネットワークとか、ねおすとか、CAPなどは既にやっているということだったのでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 先ほど言ったものは、昨年度までの実績ということでお話をさせていただいております。

○G委員 それでは、CAPは昨年度に既にやっているということですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 講師として子どもサポート養成講

座でお願いしております。

○G委員 小学校などに行っているということですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 市でやっておりますサポーター養成講座という授業がございまして、そちらの講師をCAPの方に務めていただきました。

○G委員 私としましては、講師ではなくて、実際に幼稚園だったり、小学校だったり、中学校などに出向いて行って、直接講座をやっていただきたいという意見だったのです。広報活動としてです。そういう取り組みが広報活動のために必要ではないかという意見でしたので、ちょっと違ったような気がするのです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 例えば、幼稚園や小学校に、市からCAPに研修を受けてくださいとお願いするということですか。

○G委員 せっかくあるツールなので、そういうものを使うのはいかがなものでしょうかという意見を出したのです。もしかしたらほかにもあるかもしれません。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） これは、有料のプログラムになっておりまして、市でお金を出してお願いするということは、今のところは想定しておりません。ですから、CAPでお願いしたいというところは、そこに直接お願いして、例えば、子ども1人何百円というふうにお金を出していただかなければできません。

○G委員 有料の部分については、市では考えていないということですね。

○F委員 前回も思ったのですが、CAPは、本当に実用的で、現場のことをよくわかっている方が直接的な言葉で教えてくださるので、子どもたちにも保護者にも、とても教育的で刺激になる講演をしていただけるのです。ただ、PTAの現場の者から言わせていただくと、CAPのブームというものがあったのです。10年ぐらい前に、CAPの方を学校に呼んでというのがあったのですが、有料なのでどうしても続かないのです。今は、PTA自体の問題もあって、それほど一生懸命に携わっていただけないということもあって、いいものだとわかっていながら、学校現場において子どもたちに直接という活動ができない状況にあります。

○G委員 でしたら、せっかくいいものなので、ぜひ予算を立てていただいて、別枠でということも考えていただきたいと思います。これは私の意見です。

○委員長 今、意見が出されましたけれども、その点について事務局で考えていることはありますか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 即答はできませんので、いろいろと検討させてください。

○委員長 それでは、ほかにありましたらお願いいたします。

○A委員 課題が四つほど挙げられていますが、その課題を少しでも深めていただけたらと思って、自分なりの視点というか、持っていてほしいなというところを述べさせていただきます。

課題1の子どもの権利についての広報普及とか理解促進のところ、子どもの権利その

もの、ないしは、子どもの権利条例を知っているかどうかというところがありますが、子どもの権利そのものですね。条例があるかどうかわからないけれども、子どもの権利はこういうものがあるということがごく普通にまちで話が上がるような雰囲気になっていけばいいなと思います。ですから、子どもの権利に関する権利意識の醸成、育成みたいなものをどうにか促進していけないかということです。

課題2で言えば、さまざまな場面で子どもが自分の思っていることを言えるのは、昨今の事情を考えると、子どもが自由闊達に言いたいことを言えない社会の雰囲気があります。さらに、今、私がかかわっている発達に何らかの障がいを持っている子どもたちからすると、嫌なことを嫌だとなかなか言えなかったりするのです。それは、かかわっている大人の側にもいろいろありますけれども、そういう子どもたちでも自分が思ったことを言える環境づくりがどうにかできないかと思いました。

三つ目のところで言えば、子どもの居場所です。学校にもなじめないで、家にもなじめないで、自分の居場所がなかなかなくてというのも世の中に見受けられます。アンケートにも出てくる子ども自身の自己肯定感というか、有益性、有用性みたいなものを実感できる場所ですね。先ほど言ったように、学校、施設、地域で、子どもたちが実感を持てるような環境をどのようにつくってイけるかという指針めいたものまで落とし込んでいけたら、そういう児童の施設等にかかわる職員にも深く浸透していくのではないかと思います。

そういうことも全部ひっくるめて、課題4の権利侵害についてというところでは、一般の児童も含めて、発達に何らかの障がいを抱えている子どもたちへのサポートというか、そういった支援の視点もあわせてお考えいただけたらと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

今の話の後半は、課題についての話を中心になっているかと思いますが、課題について、高校生の委員から話が聞こえてこないのも、それだけでは足りないのではないかと、考えていることでも感じていることでも何でもいいので、言ってみてください。

○H委員 12ページの課題1の広報普及・理解促進活動に関しては、前回の委員会のおかげから言っているように、まだ足りないところがあります。30代が最も低くなっているのですが、同時に子どもの世代も、名前は知っているけれども、中身までは知らないというところがあります。最近、友達にも聞いてみたのですが、「何、それ」の一言で一刀両断されてしまったので、やはり、そういうところも大事ではないかと思います。

また、資料をようやくゲットしました。職員室の前に山積みになっていたもので、1部とって見たのですが、高校では、目に触れないところで、パンフレットをご自由にどうぞみたいなところに置き去りにされている傾向にあるので、高校生に対しては理解促進の取り組みが足りていないのではないかと感じております。

○D委員 今のは重要な発言ですね。

○委員長 I委員はどうですか。

○I委員 おくれて来てしまって、申しわけありません。

話の流れをつかむのに精いっぱいですがけれども、ことしの2月、3月あたりに、子どもの権利の絵本を発行して、小さいお子さんとその保護者の方にイベントなどで渡したり、販売されていると思うのですがけれども、それでもまだ認知度が低いということと、子ども、親向けに広報ができたとしても、小・中・高生に向けての広報がまだまだ足りないのではないかと考えています。

○委員長 ありがとうございます。

J委員、どうぞ。

○J委員 遅れて来てしまって、申しわけありません。

子どもの権利の広報について2人とも話していたので、私もその話をしようと思います。

今回もらった資料と一緒に、7月29日に行われる行事についてのプリントも入っていたと思います。そういうものは学校にも配られるのだらうと思っていたのですが、私がもらった2日後ぐらい、そのプリントが教室のごみ箱に入っているのを見つけてしまいました。市役所から来た参加を呼びかけたパンフレットも、高校生は部活や勉強が忙しかったりする中では余り重要なものではないと位置づけられてしまっているの、そういうものもあるよという先生からの周知であったり、貼ってあるだけでも大分違うと思うのですが、今あるものをできるだけ活用した周知の方法がまだあるのではないかと考えています。

○委員長 ありがとうございます。

気になるものばかりですね。

○B委員 二つあります。

一つは、今、皆さんがおっしゃっていた広報についてです。

弁護士会でも、例えば、子ども権利110番をやりますということで各学校に送るのですけれども、どうも、見えないところに張られたり、そもそも貼られないということがあります。どういう趣旨なのかよくわからないのですけれども、そのところは事前に弁護士会でも検討したことがありました。

今、ごみ箱に捨てられているというお話もありましたが、皆さんの目にとまる場所に貼っていただく、手に届くところに置いていただかないと全く意味がないので、学校に送るときも、そのところをしっかりと確認することが大事だと改めて思いました。

もう一点は、3の子どもの権利の保障を進める上での課題ということですが、課題というのは、これを乗り越えなければならないということですが、この書きぶりを見ていますと、札幌市として取り組む課題というふうに読めるのですけれども、課題4になりますと、最後のところで、「行政のみならず、市民が一丸となって取り組むことが重要な課題です」となっています。書いていることはそのとおりですがけれども、流れからすると違和感があります。書いていることが間違っているとは言いません。そのところは整合性がとれたほうが良いと思うのです。要するに、市民が一丸となって取り組むこと環境づくりをすることが課題というほうがまとまりは良いと思いましたが、その点は意見を述べさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

高校生の委員からもそうですし、B委員からも出たのですけれども、学校における広報の扱いが気になりました。

教育委員会で、そのあたりについていかがでしょうか。

○事務局（須藤教育委員会児童生徒担当課長） 今は夏休み前ですけれども、特にこういう時期は、学校にあらゆるプリントやポスターが、1日に2、30枚は来るのです。そうすると、ご家庭で見たこともあると思うのですけれども、ある日、子どもたちが1日に10枚くらいいろいろなものを持ってくるというのが実情です。教育委員会も、学校を通して配布する場合には、教育委員会が目を通したという教育委員会協賛という形のものに極力制限するようにはしているのです。ですから、子ども未来局から出す場合にも、必ず掲示してもらおうとか、重要なことだからというPRを、教育委員会もあわせてしますけれども、そういう何らかの工夫が必要だと思っています。

○委員長 ありがとうございます。

○E委員 私は、高校の状況はわかりませんが、小学校の立場でいくと、学校に教育委員会や行政から送られてくる資料があります。それから、民間からも、夏休み時期になりますと、子どもたちに向けたイベント等のご案内もいただきます。それを全て配っていると、確かにとんでもない枚数が来ます。

ただ、基本的には、子ども未来局や教育委員会から来て全家庭に配付というものは、小学校、中学校の場合は必ず配付していると思いますし、置いておくということはないかと思えます。また、民間等からご案内をいただいたものについては、どれを配って、どれを配らないかという判断は難しいのです。

冬になると、スキー学校か何かのご案内のプリントが来るのです。そして、あるものを配って、あるものを配らなかったら、保護者の中にその関係者がいて、どうしてこちらは配って私の関係しているほうは配らないのだと怒られてしまったこともあります。

ですから、公的なものはきちんと配って、子どもたちの手元、家庭に届くようにしているのが現実です。ただ、いろいろなその他のものになりますと、全てを配ることはなかなかできませんので、来たものはご案内を全くしないでごみ箱へというところはないと思いますけれども、置き配付という形で、それはどの学校でも定着していて、その子どもたちが通るところに置いていて、関心があるものについては自由に持っていくということでやっています。高校がどういう扱いをされているのか私にはわかりませんが、小・中学校では基本的にそういうふうにしております。

あとは、家庭にたくさんのプリントが来るので、これは関係があるから見ようとか、これはちょっといいかなとか、どういう扱いをしているのかまでは調査をしたことがないのでわかりませんが、小・中学生の場合は、確実に家庭に届くようにされているのではないかと捉えております。

○F委員 12ページの課題2で、下線部に「前回の調査よりは増加しているものの、大

人と比較すると」とあるのですが、大人と比較する必要性というか、この言葉を入れる必要があるのかどうかと思ったのです。大人が物すごく発言できている世の中であれば、それにしても大人と比較するということはないと思います。

また、これが調査物に対する書き方なのかもしれないのですが、減少しているものの、いまだにどれぐらいとか、いい変化は過大評価して、余りよくない評価はできるだけ、でも、そうは言ってもこういういいところもあるみたいな書き方は、どうしてもその後の施策に余り積極的になっていかないので、増加傾向にあるが、まだまだ足りないという気持ちで捉えるような方向で判断して課題を考えていただいたほうがいいと思います。

広報についてですが、権利条例があって、それを救済措置の機関としてアシストセンターがあるという知らせ方もありますが、アシストセンターを広めて、それは子どもの権利条例があるからそれを守るためのものなのだと、逆からの広報もどんどんしたほうがいいと思います。また、教育委員会にちっきゅんとかおっほんとかの三つのキャラクターがいますね。おっほんさんがこんな本が出ましたというふうにごくどこかで手に持ってくれてもいいなと思います。

○委員長 ありがとうございます。

今、F委員から三つほど意見を出されました。その意見に関して、事務局ではなくて、委員からそのあたりについてどう思うかという意見を出していただければと思います。

一つ目は、大人と比較するのはどうかということです。課題2の3行目の下線部は問題があるのではないかという意見だったと思いますが、そのあたりについて何か意見はございますでしょうか。

○A委員 私も、先ほどの意見におおむね賛成する立場です。確かに、言葉というのは、活字になってしまうとひとり歩きする部分があります。意図しないところで誤解を招くことも容易に想像されるので、言葉のニュアンスはもうちょっとシビアにお考えいただけたらと思います。今ご指摘がありましたように、子どもが意見表明ができているかどうかというところで大人と比較する必要性、合理性が果たしてあるのかどうかと思いました。

計画なり推進も含めて、主人公はあくまでも子どもであるべきだと思うので、小・中・高生の当事者がなじみやすい、わかりやすい言い回しや表現をしたほうが、主体たる子どもたちが積極的に権利意識を持っているいろいろなところで活動しやすくなっていくのではないかと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

なければ、F委員が出された問題以外でも結構です。

○D委員 ものすごく恥ずかしい質問ですが、子どもの権利普及月間というものがありましたか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 11月にさっぽろ子どもの権利の日があります。

○D委員 1週ですか、1カ月ですか、1日ですか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 権利の日は11月20日の1日です。

○D委員 11月の半月くらいをかけてキャンペーンを打つとか、そういうことはやられていましたか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 11月20日を核として、その前後で、昨年でしたら、子どもまちづくりコンテストとか、表彰式みたいなものとか、子ども議会とか、さまざまなことをやっております。また、子ども未来局としては、11月に児童虐待防止推進月間としてキャンペーンをやっております。

○委員長 それはやっていますね。子どもの権利関係の絵本を展示していますね。

○D委員 学校ではあまり貼られていないと言うから、地下歩行空間などでもうちょっとイベントを打ったほうがいいのかなと思いました。11月にはたくさんおやりになっているということですので、ますます頑張ってくださいと思います。

○G委員 先ほどのF委員の意見ですけれども、大人と子どもを比較しているというのは、子どもが意見を言ったり参加したりすることを大人はどう思いますかということを知っているのであって、大人が意見を言える、言えないという比較ではないので、あってもいいと私は思いました。

○F委員 わかりました。そういう意味なのですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 5ページですね。家庭で大事な物事やルールを決めるときに子どもが意見を言うことに対して、それはいいのではないかという大人は、今回ですと66.9%です。そして、6ページを見ていただいて、家庭におけるルールについて言うことができるかということで、大人は言ってもいいと言っているのだけれども、実際に言えている子どもは36.5%しかいないのです。その差のことを言っているのです。

○F委員 理解しました。そうすると、この表の文章表現はわかりづらいです。大人が意見表明できているアンケートがどこにあったのだろうと思ったのですが、大人が言わせてあげているということですね。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） ここの書きぶりは考えてみたいと思います。

○G委員 もう一つは、三つ目でしたね。アシストセンターから、逆の考えで、子どもの権利があるからということではなくてという意見には賛成です。

先ほどから、配付物が置かれているだけということが言われていますけれども、私どもの団体がチラシを配るときも、やはり顔が見えなかったら誰も受け取ってくれないのです。渡す人がどうやって口で言って、それを見てもらえるかだと思うのです。だから、必要とされている人には絶対に気持ちが行くと思うので、逆転の発想はすごくいいことだと思います。

それに加えて、30代の方々に対する広報についての課題が載っているのですが、例えば、今、母親学級に両親で来ている方も結構いるのです。もちろん全員ではないですけども、そういう意識が高い方にもきちんと伝えていくということですね。あとは、小学校の入学前に入学説明会など、親御さんが実際に来るところで広報していくというのも一つの手ではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今、課題についてずっと話が出ているのですけれども、それ以外にもまだありますね。次の計画の施策体系についても話をさせていただきたいと思います。

特に、これまで基本目標に関する意見がかなり出まして、その結果を受けて今回は修正する形がとられております。そして、前の計画の考え方をそのまま出すというふうになったのがこの案です。その点について、いかがでしょうか。

○F委員 前回、三つだったものを四つにさせていただいて、順番まで注文をつけさせていただきましたが、四つの目標になって、意識の向上、促進、そして、環境をつくり、それでも難しい子への救済というふうに流れがとてもわかりやすくなって、いいものになったなというのが率直な感想です。

一つ質問ですが、アシストセンターのチラシはいつごろに配付されましたか。

○事務局（伊藤子ども未来局子どもの権利救済事務局次長） チラシは4月に配っております。カードは、小学生と中学生と時期を分けて配っております。

○F委員 子どもにですね。

○事務局（伊藤子ども未来局子どもの権利救済事務局次長） 子どもなり、子どもを通して親なりにということです。

○F委員 先ほどおっしゃっていましたが、1日入学とか、入学時の保護者説明会のようなときですね。子どもが学校に入ることによって心配を持っているときに、もし心配事や悩み事があったらアシストセンターみたいなものがありますよという一言とパンフレットがあると、親は、助けてもらえるところがあるのだ、不安を解消してくれる場所があるのだというふうに、とても印象に残って、大事にすると思うのです。子どもから親に渡すというよりも、まず、小学校の場合は1年生になる親御さんに渡すようなタイミングが効果的かと思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○G委員 私も、前回に比べて、地域や保護者のことが捉えられてあって、すごくよくなったと思っています。

もう一つ、基本理念のところ、子どもの最善の利益を云々とあるのですが、全ての子どもは生まれたときから権利の主体としていうのではなくて、おなかの中にいるときから権利があると私は思うのです。その言葉を変えていただきたいと思うのですけれども、

皆さん、いかがでしょうか。

○委員長 今、G委員から、基本理念のところ、「全ての子どもは、生まれたときから権利の主体として」となっているけれども、生まれたときではなくて、おなかの中にいる段階で既に権利があるという表現に変えてはどうかという意見が出ました。

そのあたりについてどうでしょうか。

○D委員 全くそういうことですけれども、難しくないでしょうか。例えば、アメリカなどでは政治的な論争になると思うのですけれども、中絶しなければならぬとか、今は、出生前診断があって、陽性だったらどうするかということに抵触しませんか。そこがちょっと懸念されます。

もちろん、おなかにいるときから大事に育まれるということは胎児にとってすごく重要だと思いますし、G委員はそのことをおっしゃりたいのだと思いますけれども、そういうところまで深読みされる可能性がありますし、深読みしなければならぬ状況の方々もいらっしゃるのかなと思ったときに、この表現でもそれほど悪くはないと思いました。あえて胎児を入れるというのは、なかなか難しいところかと思います。

○委員長 民法上では一部、胎児も考慮されます。

○F委員 これは、「生まれたときから」という言葉でなくても成り立つと思うのです。「全ての子どもは、権利の主体として」でもいいと思います。これを入れるのは、赤ちゃんからということ的印象づけたいということですね。それが十月十日の間はどうかという感覚に触れてきますので、難しいですね。なくても成り立ちますね。

○委員長 事務局にお願いですが、ほかの市町村あるいは都道府県でこういう問題を取り上げているところがあるかどうか、そのあたりの例を探しておいていただきたいのです。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 承知いたしました。

○委員長 それをもとに判断していったほうがいいかもしれません。

G委員がお話ししたことは、ちょっと留保しておきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○D委員 とてもわかりやすく、よくなりましたね。

○委員長 つっかかるところがなくなって、すっと読めるようになりましたね。

J委員、何か話したいことはありますか。

○J委員 基本理念に関しては、私は子ども議会に参加していたのですが、その中でも冒頭に読まれることもあるような大切なもので、基本理念に基づいて子どもたちの権利は守られているという形になっていると思います。これは、高校生であれば理解できる内容だと思うのですが、それを小学生、中学生という子どもという範囲で考えたときには結構難しい言い回しも含まれているので、子どもを主体とした言い回しに変えることはできないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

我々はすっと流してしまいがちなところを厳しく指摘してくれたのではないかという感

じがします。

○I委員 私も子ども議会に参加していたのですけれども、大学生のお兄さん、お姉さんを中心に話し合いを進めていくときに、大学生が普通に言って高校生は理解していても、小学生が理解し切れずに話し合いが中断するということがよくありました。そのたびに言葉を易しく言い直すということを繰り返していて、話し合いがなかなか進まずということが毎年よくあります。ですから、J委員が指摘されたように、小学生でも理解できる言い回しや言葉を使っていくとよいのではないかと思いました。

○H委員 近ごろ、現代文の授業でもこういうものばかり見ているので、そういう点には全く気づかず、ちょっと恥ずかしい思いをしております。

ここに書いてあることを子ども向けに易しくすることは大切だと思いますが、例えば、これはこのままにしておいて、権利ブックなどにしたときにどうなるか、そっちのほうが大事だと思うのです。ここは、どうせ大人しか読まないのですから、このままでも構わないし、もちろんわかりやすいほうがいいですけれども、子どもに伝えるときに、広報にするときに、チラシをつくるときにどういう言い回しにするかということに気をつけたほうがいいのではないかと思いました。

○E委員 小学校1年生から高校生までわかる表現にするのは、現実的には難しいと思います。小学校でも、実際に子どもたちに伝えるときには、低学年用、中学年用、高学年用と文章を変えて伝えているので、今、H委員がおっしゃったように、子どもたちが実際に目にする部分について低学年でもわかりやすい表現のものというふうに工夫をしていくほうがいいと思います。これを1年生がわかる文章にするのはすごく大変なことだと思いますので、そういう工夫をされていくことでよろしいのではないかと思いました。

○委員長 いろいろな形でかみ砕いた説明は必要だけれども、計画そのものはこのままの表現でいいのではないかということです。今、H委員などの話を聞いて、J委員、どう思いましたか。

○J委員 私には妹がいるのですが、私が今使っている資料などを見たときに、何と書いているのかわからないという話をよくすることがあって、そこから思いついたことというぐらひの話でした。基本理念というのは、公的というか、しっかりとした言い回しがなされているものだと思うので、H委員やE委員が言っていたように、子どもの目に触れるものに関しては易しい言い回しにしたり、難しい漢字ではなく易しい言葉というふうに、誰の目に触れるかということで考えていくのが一番いいのではないかと思いました。

○D委員 今、J委員からご指摘があってふと思ったのですけれども、先ほど、F委員がアシストセンターから子どもの権利を広報していくという流れも重要ではないかとおっしゃいました。例えば、児童虐待を考えたときに、10代でお子さんを持った方がみんな虐待をするというわけではないのですけれども、早くに産んだ方が迷って虐待に向かうということが統計的には多いわけです。そして、今、J委員がおっしゃって、そうだったのですが、アシストセンターのパンフレットやチラシも、若いお母様方が理解できるような

易しい言葉で、そういう方々に伝わっていきやすいつくり方も考えなければいけないのだなと思いました。それが虐待の防止にもつながっていくと思うので、発展して、そういうところにも気づかされました。

○委員長 ありがとうございます。

今までいろいろな意見が出てきていますが、K委員、そろそろ話をしてみられたらいかがでしょうか。

○K委員 アシストセンターのチラシに関しては、今、夏休み前で、ついでに、うちの子は6年生なので、修学旅行前でたくさんのプリントが届きまして、それを子どもが渡さない状況も起きており、きのう、20日付のプリントを初めて見たりしているところです。

アシストセンターのプリントだけは、たびたび入ってくるので、それで覚えているのです。子ども向けにカードも渡していらっしゃると思うのですが、あのカードは中学年から高学年ぐらいの子が大事に持っているという話も聞きます。何かあったら、ここに電話をすればいいというのが子どもにとってもすごく安心みたいなのです。電話をすることはほとんどないのでしょうけれども、それを大事に机の上に飾ってあるという話も聞きます。そこに、子どもに権利があるから、君たちは守られているからいつでも電話をしていいのだよというメッセージがあれば、権利条例ともつながるし、子どもも電話がしやすくなるので、こんなことで電話をしてもいいのだと思うように伝えることも大事だと思います。それは、親にとってもそうですけれども、アシストセンターがあるということは知っていても、どういうときに電話をしていいのかというのは、ちゅうちょされている方はいらっしゃると思います。子どもには権利があって、親はそれを守らなければいけないから、どんなことでも電話をしていいのだよというメッセージを権利条例とつなげてぜひ伝えていただけたらと思います。

○委員長 ありがとうございます。

この問題に関しまして、ほかに何か意見等がありましたら出していただければと思います。

○G委員 実は、先ほどオレンジリボンの出前講座を受けてきたものですから、今のK委員の意見を聞いていて、児童相談所の子どもたちを虐待から守ろうというものにも、子どもの権利ということが入っているといいと思いました。あなたたちは守られていますよと。これで、子どもさんから電話がかかってくるそうです。こういうものはいろいろあるのではないかと思うのです。そこに載せると、子どもの目にすごく入って、いいのではないかと思います。

○委員長 それをいろいろなところに示すことが可能だということですね。事務局も参考になったと思います。

それ以外に何かございますか。

○K委員 質問です。基本目標3のところ、「保護者、学校、施設や地域など」という記載がありますが、この中の施設というのは、どういうところまでを対象としているので

しょうか。

○委員長 事務局から答えていただけますでしょうか。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 参考資料の9ページの施設に関する取組で、「児童福祉施設など学校以外の施設においても、子どもと関わる職員の意識の向上を」云々というところにあります。「子どもの居場所としての児童会館における取組の充実を図る」というところがございます。こちらの下線部分は、前回の推進計画からつけ加えさせていただいたところです。これに関して、もっとこういったところも特出ししたほうが良いというものがありましたら、おっしゃっていただければと思います。

○委員長 参考資料は、次回に話をしていくことになりますね。

K委員、そのときに、こういうものも必要ではないかというあたりをいっぱい出してみてください。

ほかにどうでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、皆さん方が言いたいことは大体出尽くした感じがありますので、今回の議論はこの辺で終わりにしたいと思います。

今回は、本日の審議も踏まえ、計画の内容について意見交換を行うことにしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

○事務局（岩佐子ども未来局子どもの権利推進課長） 次回の委員会につきましては、8月下旬から9月上旬を予定してございます。正式な日程につきましては、改めて通知をさせていただきますと思っております。

なお、前回同様、調査結果の報告書については、次回も参考資料として使用する可能性がございます。次回以降は予備を何部かご用意いたしますので、ご持参いただかなくても結構でございます。あるいは、置いていっていただければ、また事務局でお預かりいたしまして、次回にそれをお持ちいたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

### 3. 閉 会

○委員長 きょうは、皆さん方からいろいろな問題についてご意見を出していただきましたので、かなり活発な委員会になったのではないかと思います。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上